令和３年　東川町議会　第４回臨時会　会議録

１．招集年月日　　令和３年５月 10 日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　会　　令和３年５月 10 日　　午前９時 30 分
４．閉　　会　　令和３年５月 10 日　　午前 10 時３分
５．会　　期　　１日間
６．応 招 議 員

１番　杉　本　岳　大	２番　山　家　祥　幸
３番　飯　塚　達　央	４番　薦　田　敏　次
５番　能　登　暢　吉	６番　畑　中　雅　晴
７番　藤　倉　智恵子	８番　安　原　芳　博
９番　正　満　正　義	10 番　鈴　木　哉　美
11 番　鶴　間　松　彦	12 番　高　橋　昭　典

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第 121 条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町　　長	松　岡　市　郎	企画総務課長	窪　田　昭　仁
副　町　長	平　田　章　洋	産業振興課長	菊　地　　伸
副　町　長	市　川　直　樹	都市建設課長	矢ノ目　俊　之
教　育　長	杉　山　昌　次		

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　書記　畑山　美里　　書記　柳澤　奨一郎
12．町長提出議案の題目
議案第１号　令和３年度東川町一般会計補正予算（第２号）について
議案第２号　令和３年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第３号　キャンモアスキービレッジクワッドリフト大規模改修工事請負契約について
議案第４号　西 10 号道路改修工事請負契約について
13．議員提出議案の題目
な　し
14．議　事　日　程
議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
15．会議録署名議員
議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。
８番　安原芳博議員、９番　正満正義議員。

○開　　会

議長（高橋昭典君）　ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。
よって、令和３年東川町議会第４回臨時会は成立しますので、開会します。
これより直ちに本日の会議を開きます。

○招集者挨拶

議長（高橋昭典君）　町長より本臨時会招集の挨拶があります。
町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
改めまして、おはようございます。
今日は、令和３年に入りまして４回目でありますけれども、臨時会を招集させていただきましたところ、全員の議員の皆様方のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
今回、私共の方から提案させていただきます案件につきましては４件でございます。どうか全会一致で議決を賜りますようにお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。
ありがとうございます。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君）　本臨時会の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
議事日程に従い議事を進めます。

○日程第１　会議録署名議員の指名

議長（高橋昭典君）　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、８番安原芳博議員、９番　正満正義議員を指名します。

○日程第２　会期の決定

議長（高橋昭典君）　日程第２「会期の決定について」を議題とします。
本臨時会は、本日１日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。(「異議なし。」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、会期は、本日１日間に決定いたしました。

○日程第３　諸般の報告

議長（高橋昭典君）　日程第３「諸般の報告」を行います。
町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。

町長（松岡市郎君）　ありません。

議長（高橋昭典君）　議会からの報告事項は、別紙配付のとおりです。
以上で、諸般の報告を終わります。

○日程第４　議案第１号

議長（高橋昭典君）

これより、議案審議に入ります。

日程第４　議案第１号「令和３年度東川町一般会計補正予算（第２号）について」を議題とします。

提案理由と議案の説明を求めます。

企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）

（登壇）

ただいま議題となりました、議案第１号　令和３年度東川町一般会計補正予算(第２号)について、提案理由と補正内容について説明を申し上げます。

１頁をお開き願います。

令和３年度東川町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 31,100 千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 10,578,626 千円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

今回の補正の主な内容ですが、社会資本整備総合交付金の道路事業並びに下水道事業にかかる配分額の増に伴う事業費並びに下水道事業特別会計への繰出金の増額が主なものであります。

それでは、最初に歳出から説明いたしますので、８頁、９頁の事項別明細書をご覧ください。

まず、２款　総務費、総務管理費、職員給与費は、財源のみの変更ですが、社会資本整備総合交付金事業の増額に伴い、辺地債の対象事務費増額分を一般財源から変更するものです。

次の７款　土木費、都市建設費、社会資本整備道路事業は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金について、道路事業に係る国費配当額が増額となったことから、対象事業費を増額し次年度以降に予定していた事業を実施するもので、西３号道路改良事業は工事区間を延長し、西５号道路改良事業第１工区は道路実施設計並びに用地測量業務を実施します。

なお、財源について、国庫支出金は社会資本整備総合交付金を 14,356 千円、地方債は辺地対策事業債を 8,600 千円、一般財源は 144 千円をそれぞれ増額いたします。

次の 12 款　諸支出金、特別会計繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金は、社会資本整備総合交付金が増額となった下水道事業について、事業費の増額に伴い必要となる財源について、一般会計より下水道事業特別会計に繰り出すため増額をするもので、財源となる一般財源については、財政調整基金を 7,044 千円充当するほか、財源の振り替え分を充当いたします。

歳出については以上です。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、６頁、７頁をご覧ください。

まず、15 款　国庫支出金、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付

金、一つ飛ばして、22 款　町債、辺地対策事業債は、歳出で説明した通り、西３号道路改良事業、西５号道路改良事業第１工区にかかる分をそれぞれ増額します。
19 款　繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は、公共下水道事業特別会計繰出金の財源として財政調整基金を 7,044 千円取り崩し充当いたしますが、今後、普通交付税や令和２年度会計からの繰越金の確定により、留保財源の目処が立った場合には、同基金への積立を検討したいと考えています。
歳入については以上です。
２頁に戻っていただき、第２表「地方債補正」についてですが、今回変更となる辺地対策事業について、社会資本整備総合交付金対象事業費の増額に伴いそれぞれ限度額を増額変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。
なお、補正予算書の最終頁には、地方債に関する調書を付けていますので、後程ご覧をいただきたいと思います。
以上が、議案第１号　令和３年度東川町一般会計補正予算（第２号）の説明であります。
ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、歳入・歳出一括して質疑に入ります。
11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　聞き漏らしたところもあるかと思うんですけども、確認の意味でお伺いをしたいと思います。
道路工事西３号と西５号の改良事業ですけれども、次年度以降の予定分をというお話がございました。
そうすると、今年度はどこまで工事をやって、新たに今回の予算でどこまでやるのかっていう、何線から何線という形でもいいんですけど、距離を教えていただきたい。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　ただいまの質問でございますが、まず、西３号道路であります。北２線と北３線の中間から北３線に向けて160m当初で予定しておりましたが、それを50m延長しまして、210mいうことでの工事になります。
また、西５号道路に関してですが、今回は委託料の測量設計業務ということになりますので、北５線から北６線間の実施設計。それと、五月橋から北７線間の用地測量ということになっております。
以上です。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。（「質疑なし。」の声あり）
これをもって質疑を終結します。
次に、地方債補正の質疑に入ります。（「質疑なし。」の声あり）
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。（「討論なし。」の声あり）
討論なしと認めます。
議案第１号について採決いたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第１号「令和３年度東川町一般会計補正予算（第２号）について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第５　議案第２号

議長（高橋昭典君）
日程第５　議案第２号「令和３年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）
（登壇）
ただいま議題となりました、議案第２号　令和３年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、提案理由と補正内容をご説明申し上げます。
補正予算書の１頁をお開きください。
令和３年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次の定めるところによる。
第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43,976千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ280,976千円とする。
２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。
補正の主な理由ですが、国庫補助金配分の増額決定に伴う施設整備事業による増であります。
歳入では国庫補助金の増額及び一般会計繰入金、町債の増額であります。
歳出では、西部処理区費及び旭岳温泉処理区費の事業費の増額によるものでございます。
それでは、事項別明細の歳出から説明させていただきますので、８、９頁をお開きください。
１款　公共下水道費、２目　西部処理区費における西部処理区施設整備事業の23,200千円の増額は、国の補助金配当が多くあったため、西部処理区下水道管路カメラ点検を当初の8.5ｋｍに5.8ｋｍを追加することに伴う委託料16,000千円の増額、大雪木工裏から西５号道路までの現在玉ねぎ畑で使用している土地について未普及管渠新設実施設計を追加することに伴う委託料7,000千円を増額、西５号西中道路の管路延長確定に伴う工事請負費200千円を増額するものです。
次に、３目　旭岳温泉処理区費は、旭岳温泉処理区施設整備事業の20,776千円の増額は、国の補助金配当が多くあったため、ストックマネジメント計画の次年度以降に予定しておりました実施設計委託業務の11,000千円の増額、処理施設の長寿命化工事において次年度以降に予定しておりました返送汚泥流量計、余剰汚泥流量計、放流流量計の更新工事を追加することに伴う工事請負費9,776千円の増額にするものです。
次に、歳入について説明いたしますので、６、７頁をご覧ください。
３款　国庫支出金、１目　下水道事業補助金17,776千円の増額は、歳

出でご説明した事業費のうち対象事業の２分の１補助となるものです。
４款　町債、１目　一般会計繰入金 8,000 千円の増額は、事業費の増額に伴うもので、一般財源の増額となるものです。
７款　町債、１目　下水道事業債 18,200 千円の増額は、事業費の増額に伴うもので、合わせて 18,200 千円の増額となるものです。
補正予算書戻って２頁をお開きください。
第２表　地方債補正ですが、起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じであります。
限度額については、下水道事業で、補正前の額 26,200 千円から 18,200 千円を補正し、合わせて 44,400 千円となります。
最後になりますが、「地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」は 10 頁に記載していますので、後程ご覧いただきますようお願い申し上げます。
以上で、議案第２号　令和３年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきますので、ご審議、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、歳入・歳出全款一括して質疑に入ります。
11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　さっきの一般会計の時の説明ともちょっと関連するんだろうと思うんですけど、国の予算が増えてきたというのは、これはどういう状況で国の方でこういう措置をしてきているのか、わかればお知らせいただければなと思います。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　ただいまの質問ですけども、国の補助金というのは、他の社会資本整備事業でも同じなんですけども、毎年変動する訳ですね。当初予算については、変動するものをある程度確定できる割合で要求をさせていただいております。その都度、補助金の交付割合が増えた段階で補正での増額要求ということでさせていただいておりますので、実際には国全体での事業費ですとか交付に関して影響するものですので、こちらでは詳細はわかっておりません。
以上です。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。（「質疑なし。」の声あり）
これをもって質疑を終結します。
次に、地方債補正の質疑に入ります。（「質疑なし。」の声あり）
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。（「討論なし。」の声あり）
討論なしと認めます。
議案第２号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第２号「令和３年度東川町公共下水道事業特別会計補正

予算（第１号）について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第６　議案第３号

議長（高橋昭典君）　日程第６　議案第３号「キャンモアスキービレッジクワッドリフト大規模改修工事請負契約について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま議題提案となりました、議案第３号　キャンモアスキービレッジクワッドリフト大規模改修工事請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。
令和３年５月６日、地方自治法施行令第 167 条及び、東川町財務規則第 133 条の規定に基づき、指名競争入札に付したキャンモアスキービレッジクワッドリフト大規模改修工事について、それぞれ下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
契約の目的は、議案第３号　キャンモアスキービレッジクワッドリフト大規模改修工事請負契約についてであります。
契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和３年５月６日、役場第２会議室において午前 10 時 00 分から、ＪＦＥプラントエンジ株式会社、日本ケーブル株式会社札幌支店、安全索道株式会社、以上、３社による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回目の入札価格 66,000 千円に消費税相当額 100 分の 10 を加算した価格 72,600 千円でＪＦＥプラントエンジ株式会社が落札いたしました。
落札率は 99.4%です。
従いまして、契約の金額は 72,600 千円で、契約の相手方は、東京都台東区藏前２丁目 17 番４号　ＪＦＥプラントエンジ株式会社　営業本部索道営業部長　堀ノ内俊仁であります。
次に、工事概要についてご説明申し上げます。
お手元の第４回臨時会資料の１頁を併せてご覧ください。
キャンモアスキービレッジにおけるクワッドリフトは、山頂まで一本で行けるメインリフトで、４人乗りの高速リフトであります。
平成２年に供用を開始してから 30 年が経過しており、近年の大規模改修工事の実施は、平成 27 年に場内押送装置の一部と支柱索受の圧搾装置５基､平成 28 年は主原動機整備と保安装置の運転制御盤及び監視制御盤、令和元年にはワイヤーロープ交換と山麓駅舎内の安全対策を実施するなど、主要箇所の更新整備を順次行ってきておりますが、安全対策に万全を期すことが必要とされることから、今回についても不具合や故障が起きる危険が予見される前に更新整備を行うものであります。
図面には今回の主要施工箇所を旗揚げしております。
今回の大規模改修の内容ですが、山麓駅舎及び山頂駅舎内のリフト稼働部分で 10 年毎に整備が必要となる、主減速機、原動軸継手、緊張装置油圧ユニット、制動装置、走行レール等の整備で、通常の分解整備及び交換に加えて、経年劣化により動作不良が発生しやすい部分の更新を行うものです。
また、搬器を一定間隔に押し出すチェーンコンベアに経年劣化による

部品の割れが確認されたことから交換を行い、それに伴いギヤードモーターについても2008年山麓側、2010年山頂側の整備を行っているところですが、昨シーズン中、－20°以下の運転開始時にスムーズに回らない不具合が生じ、更新改善が必要となったため含めて実施します。
さらに、支柱20本の索受装置は10年を目安にベアリング交換等が必要ですが、2015年に圧搾支柱５基の索受装置分解整備を行っており、今回は残り15基の整備を行います。
以上が工事概要でございます。
支出科目につきましては、６款　商工費、２項　森林公園費、１目　キトウシ森林公園家族旅行村費、14節　工事請負費で、財源は辺地債を活用して執行し、工事契約期間は、令和３年12月20日までを予定しております。
以上、簡単ではございますが、議案第３号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。(「質疑なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。(「討論なし。」の声あり)
討論なしと認めます。
議案第３号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし。」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第３号「キャンモアスキービレッジクワッドリフト大規模改修工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第６　議案第４号

議長（高橋昭典君）　日程第６　議案第４号「西10号道路改修工事請負契約について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま議題提案となりました、議案第４号　西10号道路改良工事請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。
令和３年４月27日、地方自治法施行令第167条及び、東川町財務規則第133条の規定に基づき、指名競争入札に付した西10号道路改良工事について、それぞれ下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１校第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
契約の目的は、議案第４号　西10号道路改良工事請負契約についてであります。
契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和３年４月27日、役場第２会議室において午前10時10分から、株式会社小岩組、高橋建設株式会社、花本建設株式会社、株式会社藤田組、藤田建設工業株式会社、株式会社ベスト、以上、６社による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回目の入札価格58,600千円に消費税相当額100分の10

を加算した価格 64,460 千円で、花本建設株式会社が落札いたしました。
落札率は 93.43％です。
従いまして、契約の金額は 64,460 千円で、契約の相手方は、東川町南町１丁目 19 番１号　花本建設株式会社　代表取締役　花本金行であります。
次に、工事概要についてご説明申し上げます。
お手元の第４回臨時会資料の２頁を併せてご覧ください。
平面図上の赤い部分となる西 10 号北６線側から北５線に向かう延長 282.59ｍです。
道路の構成としましては、資料２頁の左下にあります土工定規図の通りで、車道幅員 5.5ｍに路肩両端で２ｍを合わせた 7.5ｍ、歩道幅員は 2.5ｍとなっております。
全区間車道拡幅に伴う路盤拡幅部分は凍上抑制層 60㎝、下層路盤 20㎝で 80 ㎝の路盤厚となります。
次に、舗装厚ですが、12 ㎝の３層舗装で整備するものあります。
また、道路排水については、新栄団地造成に伴う流量増加に対応した整備とします。
最後になりましたが、支出科目につきましては、令和２年度繰り越し明許予算、７款　土木費、４項　都市建設費、３目　社会資本整備道路事業、14 節　工事請負費であります。
工事契約期間は、令和３年９月 30 日までを予定しております。
以上、簡単ではありますが、議案第４号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。（「質疑なし。」の声あり）
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。（「討論なし。」の声あり）
討論なしと認めます。
議案第４号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第４号「西 10 号道路改修工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

○閉　　会

議長（高橋昭典君）　これで、本日の日程は全部終了しました。
以上をもって、令和３年東川町議会第４回臨時会を閉会します。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　安原　芳博

会議録署名議員　　正満　正義